

工事書類簡素化の取り組みと その効果について

国土交通省中部地方整備局企画部 総括工事検査官 きまた としお
木全 俊雄

1. はじめに

工事書類の簡素化への取り組みが、土木工事共通仕様書改定（平成23年3月31日）を経て、今年度から本格的に開始されている。

中部地方整備局でもこれに先立ち平成21年12月より工事書類削減プロジェクトを立ち上げ、「土木工事書類作成提出要領」を策定、平成22年4月より同要領に基づき、工事書類の簡素化を進めてきており、このプロジェクトの成果が「土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」（平成22年9月29日）の本省通知や今回の共通仕様書改定等全国的な展開につながるベースとなっている。

ここでは、中部地方整備局として取り組んできた工事書類簡素化の取り組みを紹介するとともに、書類の削減効果についても若干触れてみたい（真の効果を語るには今後のアンケート調査による現場の反響等多くのデータ検証を待つ必要がある）。

2. 工事書類簡素化の背景および経緯

今回の動きは「工事書類の簡素化の試行につい

て」（平成18年3月31日）の本省通知に始まっているが、これには品質確保のためにさまざまな工事書類作成が行われ、従来にも増して工事書類削減を求める声が大きくなった背景があるのではないかとと思われる。

本通知は、①提出書類の見直し（提出不要あるいは提出から提示に見直された書類の明確化）と②工事打合せ簿の電子化を内容としており、工事書類簡素化一覧表（案）による実施を特記仕様書に記載して試行を行うものとされている。

その後も、さらなる提出書類の見直しが図られた「工事書類の簡素化の試行について」（平成20年3月31日）の通知が出されているが、実際の現場においては、共通仕様書の逐条分の改定がない状況での簡素化には限界があり、本取り組みは大きく前進しない状況があった。

このため、中部地方整備局では、工事書類を1/3に削減するという大胆な削減目標を掲げた工事書類削減プロジェクトの立ち上げを行い、目標を達成するための書類削減検討と併せてそれを実行させるための特記仕様書の改定作業に着手した。

また、全国的な取り組みとして工事書類簡素化WG、共通仕様書改定WGとの情報の連携を適宜図りながら取り組みを行った。

3. 工事書類削減検討プロジェクト

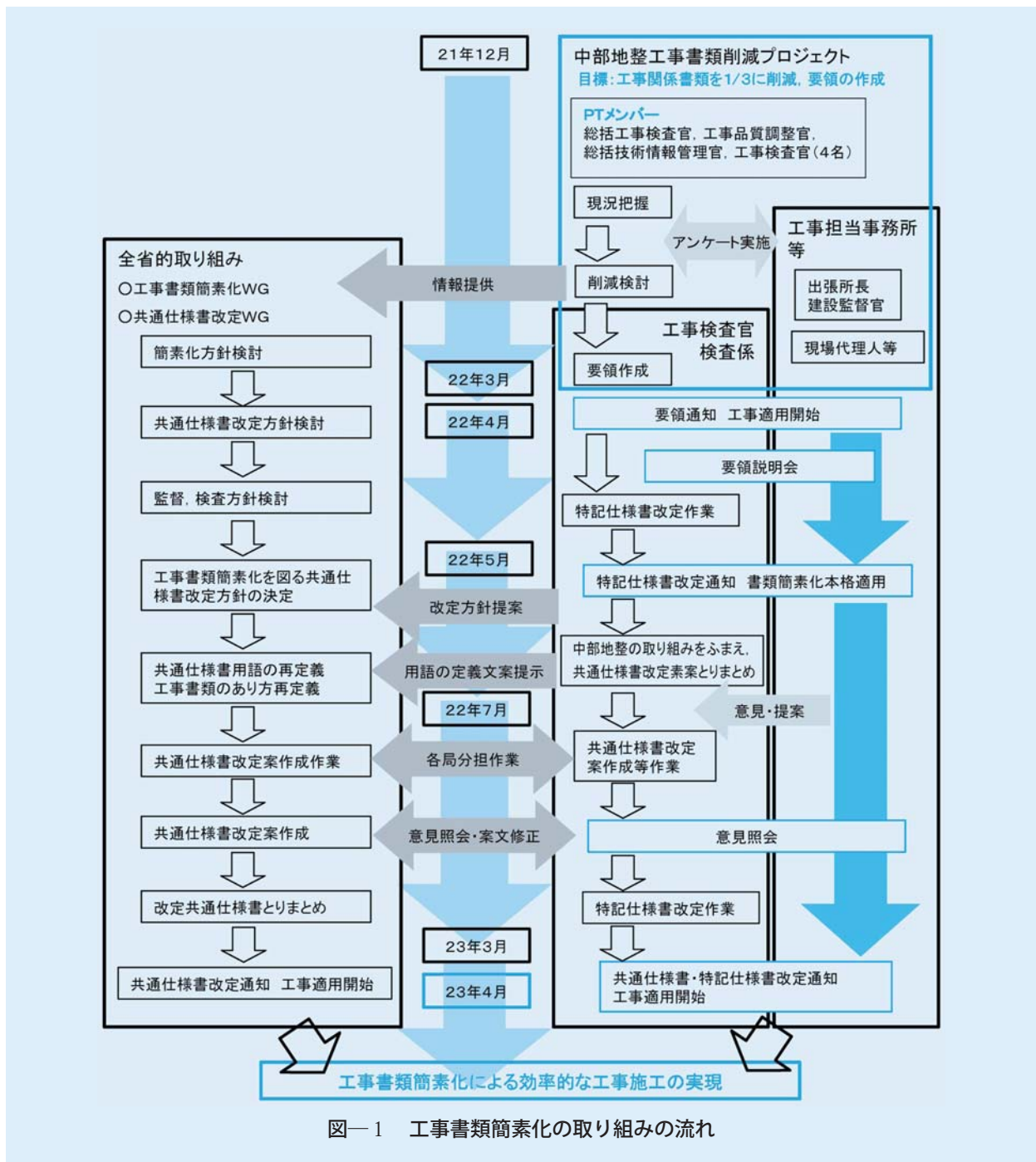
図一1は工事書類簡素化の取り組み全体の流れを示しているが、この中で右上の青囲みが本プロジェクトの部分を表している。

プロジェクトチーム（PT）メンバーによる具体的作業としては(1)現況把握、(2)削減検討、(3)要

領案作成、(4)要領案に対する意見聴取の順を追って取り組んだ。

(1) 現況把握

代表的な3工種として鋼橋上部工事、橋梁下部工事、道路改良工事を選定し、各工事書類量の把握ならびに中部地方整備局発注の工事受注業者および全事務所の主任監督員を対象に工事書類簡素化アンケートを実施し現況を分析・把握。



図一1 工事書類簡素化の取り組みの流れ

(2) 削減検討

PTメンバーによりあらかじめ整理した削減可能書類リストに基づき、上記3工種の提出された工事書類を用いて削減可能量のシミュレーションを実施した。その結果を表一1に示した。二重提

出書類、提出から提示となる書類、添付資料などで不要の書類をなくすことにより、提出される工事書類の削減率はおおよそ6割程度となることがわかった（受注者が作成しなければならない資料が6割減となるのではないことに注意）。

表一1 工事書類の削減検討結果

項目	工事書類提出削減内容（案）	工事書類のシミュレーション 概略削減枚数（3工事より算出）	
契約関係書類	・ 検査時に提示	500枚→ 0枚	100%
施工計画書	・ 変更は加除式で作成，提出	700枚→ 560枚	20%
施工体制台帳， 施工体系図	・ 原本は現場に備え付け，常時提示できるよう整備 ・ 提出は，内容確認した一覧表と施工体系図	800枚→ 80枚	90%
工事打合せ簿 (指示・協議・承諾・ 提出・報告)	・ 添付資料は必要最小限 ・ 設計照査や工事監理連絡会の資料を利用して協議 ・ 指定材料以外の材料の品質証明等は検査時に提出 ・ 軽微な報告は，電子メールや口頭で	3,000枚→2,700枚	10%
工事履行報告書	・ 所定様式の提出のみ，添付資料は不要（ただし，提示を求める場合がある）	200枚→ 100枚	50%
休日・夜間作業届	・ 電子メール等で確認し，提出は不要	200枚→ 0枚	100%
材料品質関係	・ 鉄筋は指定材料から除外 ・ 材料確認願は，電子メールにより実施し検査時に提出（添付資料は確認者が保管） ・ 使用する材料の品質証明等は，完成検査時に提出	900枚→ 270枚	70%
段階確認願	・ 段階確認願は，電子メールにより実施し検査時に提出（添付資料は確認者が保管）	1,000枚→ 300枚	70%
確認・立会願	・ 段階確認願に準ずる	400枚→ 120枚	70%
出来形管理図表	・ 基本的には電子データで提出。ただし，検査時に，評価コメント，測定結果総括表，出来形管理図の紙データ提出	300枚→ 150枚	50%
品質管理図表	・ 基本的には電子データで提出。ただし，検査時に，評価コメント，測定結果総括表，品質管理図の紙データ提出	1,000枚→ 500枚	50%
安全管理関係	・ 安全管理に関する書類の提出は不要。必要により提示のみ	2,000枚→ 0枚	100%
品質証明関係	・ 品質証明書のみ提出。品質証明員の確認資料等は検査時に提示	700枚→ 70枚	90%
創意工夫等	・ 実施報告書の提出のみ，添付資料は写真1枚程度	70枚→ 40枚	50%
技術提案履行確認	・ 発注者が施工を確認のうえ作成。請負者へ求める資料は最小限とする	100枚→ 50枚	50%
工事写真	・ 電子データでのみの提出。印刷した写真や写真帳は不要。なお，工事写真（2L版）の2部提出	400枚→ 10枚	97%
その他	・ 提出不要資料（建退共関係，2重提出など）	900枚→ 0枚	100%
全体（概略）		13,170枚→4,950枚	約62%

工事名：平成19年度 ○○○○トンネル工事
 検査日：平成22年8月6日

○従来の工事書類取りまとめ状況
 ファイル厚 3.1m×2=6.20m
 (衣装ケース 約9個分)



○一部工事書類簡素化手法に準じて整理した状況
 ファイル厚2.80m
 (衣装ケース 4個分)



- (注) 1. 本工事は工事書類の簡素化対象外の工事であったため、従来の手法で工事書類を作成し完成検査後に、提出書類の再整理を行い、比較したものである。
 2. 比較の結果、工事書類厚さ6.20mのうち3.40m分を削減して、提出書類は厚さ2.80m分となった。
 3. 本工事の紙ベース提出書類の削減率は約55%であった。
 ただし、「施工体制台帳」「段階確認」「材料確認」「確認・立会」は従来手法のまま。
 「工事履行報告書」には工程表等の資料が添付され、多くの書類は片面コピーで作成されたまま。工事書類簡素化を完全実施すれば、削減目標『重量で1/3まで削減する』ことは十分可能と判断。

図一2 工事書類削減のイメージ (従来整理手法と簡素化手法との比較)

また、提出書類削減のイメージをよりビジュアルに示すため、前3工事のほかトンネル工事においても完成検査後に提出された工事書類を削減整理し、従来のものと比較した結果を図一2に示した。

(3) 土木工事書類作成提出要領(案)作成

上述の削減可能書類リストや削減予測結果を基に作成不要な資料、提出から書類原本の提示あるいは連絡に替える資料など工事書類の見直しを行い、土木工事施工に係る書類の作成方法や提出方法を取りまとめた要領を作成した。

本要領の内容のほとんどは、今回改定された共通仕様書に取り込まれており、本来の用を全うしているが、施工計画書の変更における加除整理等今回の改定に盛り込まれなかったものも一部あり、引き続き中部地方整備局のみの運用として活かしている。

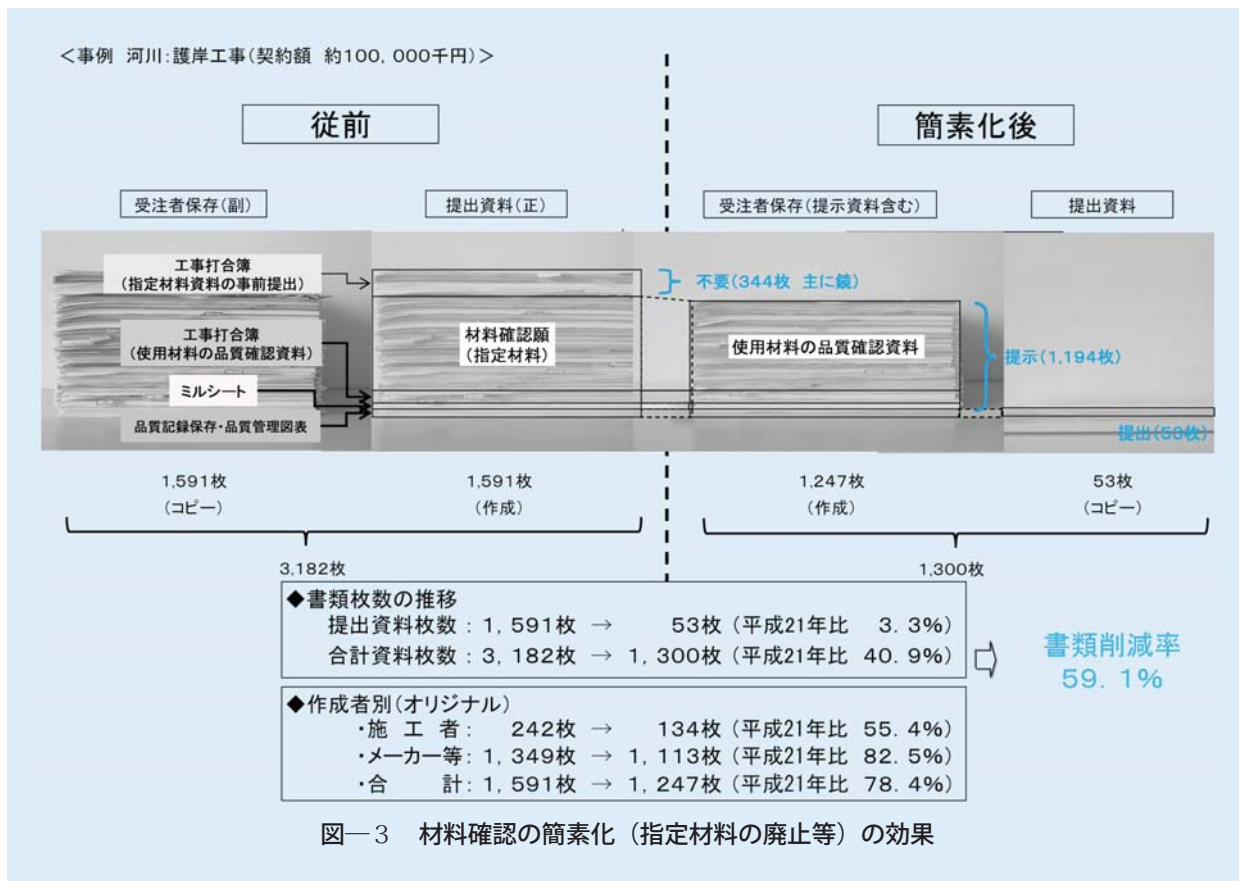
4. 材料確認簡素化の効果検証

(1) 書類削減の効果検証

すでに実際の工事書類を用いて1/3程度に書類を削減できることは検証済であるが、ここでは、材料関係書類の簡素化により期待される効果について検証した結果を紹介する。

今回の仕様書改定では、①提出を求めていた材料の品質証明資料を受注者保管とし、請求があった場合に提示に変更、②JISマーク表示(写真含む)も提示に替えること、③指定材料の品質証明資料の事前提出の廃止などにより材料関係の提出書類が大幅に削減となっている。

図一3は、河川護岸工事での事例であるが、従前に比べ書類枚数では提出書類としては97%の削減、受注者保管書類も含めた全体の比較では59%の削減となっている。



また、作成者別で見ると元請が作成するオリジナル書類は45%減、メーカー等が作成する書類も含めた全体のオリジナル書類は22%減となっている。トンネル工事など材料関係書類が多い工事ではさらなる削減となる。

(2) 書類削減以外の効果

今回の材料の扱いの改定により書類削減以外で期待される効果の事例を示す。

① トンネル工事

指定材料の事前確認廃止に伴い1日2時間程度の現場立会が簡略化。現場立会時に必要な提出資料の事前作成が不要となる。さらに工程待ちのロスが軽減される。

② 舗装工事

側溝等コンクリート2次製品の指定材料事前確認が省略されることにより、ファイル3冊分程度の資料作成と提出の軽減、さらには現地確認とそ

の準備に係る延べ2日程度の労力軽減、工程待ちのロスが軽減される。

③ 築堤護岸工事

二重締め切り矢板の指定材料事前確認が省略されることにより、ファイル1冊分程度の資料作成と提出の軽減、さらには現地確認とその準備に係る延べ1日程度の労力軽減、工程待ちのロスが軽減される。

④ 鋼橋上部工事

鋼材の品質確認をJISマーク確認へ簡略化することにより、立会検査結果の報告ファイル2冊分の資料の作成と提出の軽減、さらには製鋼工場への機械試験立会検査とその準備等に要する延べ2日程度の労力が軽減される。併せて鋼材入荷の迅速化による工程短縮効果も図られる。

(3) アンケート調査

現在、業務の効率化アンケートを全国で実施中

簡素化実施時期

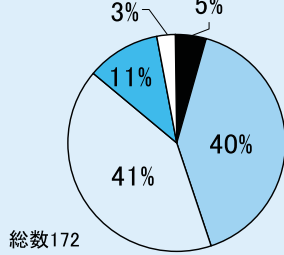
- ・平成22年3月
土木工事書類作成提出要領
- ・平成20年4月
工事書類の簡素化(案)の試行について

アンケート実施時期、回収数

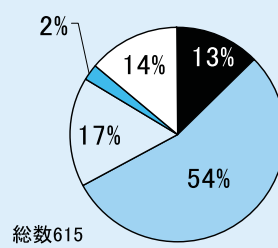
- ・平成22年10月
620件
- ・平成21年12月
211件

Q1. 「土木工事書類作成提出要領」「土木工事特記仕様書」改定は簡素化に効果がありましたか？

【平成21年度】



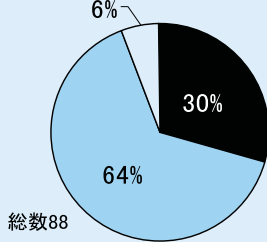
【平成22年度】



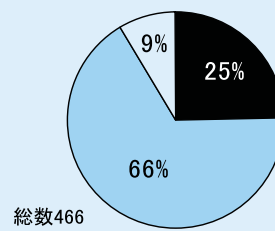
- ①効果があった
- ②少し効果があった
- ③あまり効果がなかった
- ④効果がなかった
- ⑤わからない

Q2. Q1で①効果があった, または②少し効果があったと回答した方へお伺いします。どのような効果がありましたか？(複数回答可)

【平成21年度】



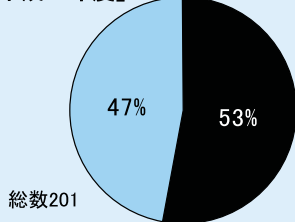
【平成22年度】



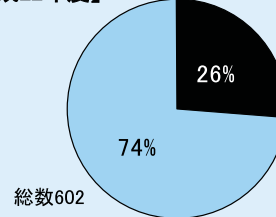
- ①書類作成が軽減できた
- ②提出不要書類が明確になり, 負担が軽減された
- ③その他

Q3. 「土木工事書類作成提出要領」「土木工事特記仕様書」改定に示す書類以外に作成した書類はありますか？

【平成21年度】



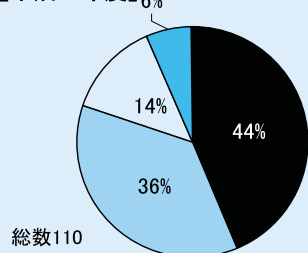
【平成22年度】



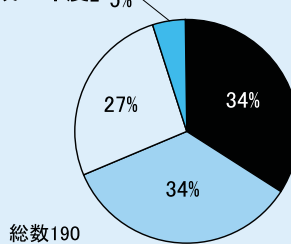
- ①ある
- ②ない

Q4. Q3で①あると回答した方へお伺いします。その書類は誰のために応じたものですか？

【平成21年度】



【平成22年度】



- ①発注者側(国交省職員)
- ②発注者側(現場技術委託職員)
- ③自社
- ④その他

図一 4 工事書類簡素化アンケート調査結果

であるが、すでに中部地方整備局で実施したアンケート結果をとりまとめているので紹介する。

アンケートは平成21年12月と平成22年10月に実施しており、すでに書類の簡素化が始められている最中のものである。また、対象となる実施中の工事のほとんどは当初から書類の簡素化を実施したのではない。

回答結果の抜粋を図—4に示すが、「土木工事書類作成提出要領」「土木工事特記仕様書」改定は概ね7～8割が簡素化に効果があったと答えており、効果の内容として書類作成の軽減ができた（約25%）、提出不要書類が明確になり、負担が軽減された（66%）となっている。

また、「土木工事書類作成提出要領」「土木工事特記仕様書」改定に示す書類以外に作成した書類はあるか？との問いに対して平成21年度（53%）に比べて減少しているものの未だ26%があると答えており、その68%が発注者側（現場技術委託職員含む）から要求されたものとなっている。また27%が自社の求めに応じているものとの結果が得られている。

受注者側も自社の求めに応じて作成させている資料も相当数あるのだと自覚していただく必要があるのではないかとと思われる。

5. 今後の取り組み

前述のとおり、実質的に受注者が作成する工事

書類の量（オリジナル）は約2割程度しか削減できておらず、書類を作成する側からはあまり減っていないとの声も残ることが予想される。

これに対しては発注者が求める書類（提示書類含む）のさらなる削減を検討していく必要があるが、あわせて発注者が求めている、いい換えれば他法令で求められている書類や自社が作成を求めている書類（安全関係あるいはISO関係）の削減の検討も同時に進めていかないと書類が削減される実感は得られないであろう。

また、受発注者双方とも実際の現場において周知徹底がなされないと、発注者側が相変わらず資料作成を求めたり、受注者側も安心のため？（発注者に書類を提出することで責任が一部転嫁されるようで安心感があると言った監理技術者がいた）提出するケースも考えられるので、引き続き、改定された仕様書の遵守を徹底する必要がある。

筆者も工事検査のたびに工事書類簡素化に対する受注者側のコメントを求めているが、ほとんどの監理技術者、現場代理人が口をそろえて、削減が図られ負担が軽減していると評価してくれている。

設計変更に係る書類作成についても一定のルールが明確化されたことから、受発注者の対等な関係が構築されてきており、従来から聞こえていた必要以上に資料をつくらされているという声はこれで少なくなるのではと期待している。